

議案参考資料

[令和6年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

医療保険課 国保係

議案名

議案第59号 桐生市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正マイナンバー法」という。)」の中で、国民健康保険法が改正されたことに伴い、被保険者証に関する事務の規定について所要の改正を行うものです。

概要

令和5年12月27日付政令により、改正マイナンバー法の施行期日が令和6年12月2日と定められ、同日以降は現行の健康保険証(国民健康保険においては被保険者証)は新規発行できなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

この改正によって被保険者証に関する事務処理に変更が生じるため、桐生市国民健康保険条例から当該事務の規定を削除するものです。

(施行期日：令和6年12月2日)

背景・経過

マイナ保険証で受診することにより、本人が同意すれば「患者は自身の薬剤服用履歴等を医師等に説明する手間を省略するとともに、過去の健康・医療データに基づいたより適切な医療(多剤重複投薬・併用禁忌の防止など)が受けられる」「高額療養費制度に基づいた自己負担限度額を超える医療費の支払が申請によらず不要となる」など様々なメリットがあります。

これらを踏まえ、改正マイナンバー法の施行日である令和6年12月2日から、保険診療等は個人番号カードによる電子資格確認を基本とすることとされますが、個人番号カードを取得していない人など電子資格確認ができない状況にある人についても、必要な診療等を受けることができるよう、所要の措置が講じられるものです。